

## 空気浄化：窒素酸化物の性能判定基準

光触媒工業会に所属する会員（以下会員）は、空気浄化(窒素酸化物)機能を持つ光触媒加工製品（以下製品という）の認証を受けるにあたり、所定の試験機関にて JIS に基づいた評価試験を実施し、下記の性能判定基準を満足しなければならない。

併せて、会員は効果の持続性及び安全性に関するデータを取得し、開示できる状況を維持しなければならない。

### ①空気浄化：窒素酸化物 性能評価試験方法

空気浄化機能（窒素酸化物）のデータを取得するにあたり、以下の試験法にて実施すること  
なお、試験実施機関は、当事者間の同意においてでも試験内容を一切変更してはならない  
・ JISR1701-1 ファインセラミックスー光触媒材料の空気浄化性能試験方法ー  
第1部：窒素酸化物の除去性能

### ②空気浄化：窒素酸化物 性能評価試験機関

認証申請に必要な JIS 評価試験を実施できる機関は、NITE 技能試験を経て、JNLA に登録された機関のみとする。

但し、光触媒工業会が推奨した試験機関を JIS 評価試験を実施可能な機関とすることができる。

### ③空気浄化：窒素酸化物 性能判定基準

製品認証を受けるためには、下記の初期性能を満足しなければならない。

- ・ JISR 1701-1 による窒素酸化物除去性能が  $0.50 \mu\text{mol}$  以上  
(ただし、試験用ガス流量を  $1.5\text{L}/\text{min}$ 、試験片枚数を 2 枚とした条件で測定することを可とする)

### ④空気浄化：窒素酸化物 効果の持続性

効果持続性に関するデータ(促進試験、曝露試験)を取得し、消費者等へ開示できる状況を維持すること。会員が実施した促進試験後に、JIS 試験を実施し、性能判定基準を満足すること。

### ⑤空気浄化：窒素酸化物 安全性

製品認証を受けるためには、製品を使用した安全性試験、または、構成原料の MSDS などから安全性を評価し、下記の安全性基準を満足すること。

#### ●必須試験項目

- (1)経口急性毒性：  $\text{LD50} \geq 2,000\text{mg}/\text{kg}$
- (2)皮膚一次刺激性試験： 刺激無し、または、弱い刺激性
- (3)変異原性試験： 突然変異誘起性が陰性であること  
皮膚に長時間直接接触する使用が常態として考えられる製品は、更に
- (4)皮膚感作性試験： 陰性であること の追加確認が必要

会員は安全性に関するデータ取得に努め、消費者等へ開示できる状況を維持すること。

補足事項：

本性能判定基準に記載された光触媒製品は、光触媒が塗布、加工された最終製品をさす。  
光触媒製品への表示方法、内容については、規格運営委員会が定める事項による。

以上